

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、平成二十五年九月十一日に施行することとする分)

第一 題名の変更

題名を「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」から「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に変更するものとする。

第二 目的の変更

この法律の目的を、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講ずるものとする。

(第一条関係)

第三 定義の追加

一 この法律において「フロン類使用製品」とは、フロン類が冷媒その他の用途に使用されている機器その他の製品をいい、「指定製品」とは、フロン類使用製品のうち、特定製品（我が国において大量に使

用され、かつ、冷媒として相当量のフロン類が充填されているものに限る。）その他我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるものをいうものとする。

二 この法律において「フロン類について「使用の合理化」とは、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの（以下「フロン類代替物質」という。）の製造等、フロン類使用製品に使用されるフロン類の量を低減させること等により、フロン類の使用を抑制することをいうものとする。

三 この法律においてフロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品について「製造等」とは、次に掲げる行為をいうものとし、「製造業者等」とは、製造等を業として行う者をいうものとする。

一 フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条に規定する非居住者を除く。以下同じ。）の委託を受けて行うものを除く。）

二 フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）

三 一及び二に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

四 この法律においてフロン類使用製品について「使用等」とは、次に掲げる行為をいうものとし、「管理者」とは、フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者をいうものとする。

一 フロン類使用製品を使用すること。

二 フロン類使用製品をフロン類使用製品の整備を行う者に整備させること。

三 フロン類使用製品を廃棄すること又はフロン類使用製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること（以下「廃棄等」という。）。

五 この法律において特定製品に使用されるフロン類について「管理の適正化」とは、特定製品の使用等に際しての当該フロン類の排出量の把握、充填、回収、再生、破壊その他の行為が適正に行われるよう

にすることにより、当該フロン類の排出の抑制を図ることをいうものとする。

六 この法律において「第一種フロン類充填回収業」とは、第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填すること及び第一種特定製品の整備又は廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収することを業として行うことをいい、「第一種フロン類充填回収業者」とは、第一種フロン類充填回収業を行うことについて第二十七条第一項の登録を受けた者をいうものとする。

七 この法律において「第一種フロン類再生業」とは、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生（ろ過、蒸留その他の方法により当該フロン類と混和している不純物を除去し、又は他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整することにより、当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。）を業として行うことをいい、「第一種フロン類再生業者」とは、第一種フロン類再生業を行うことについて第五十条第一項の許可を受けた者をいうものとする。

八 この法律において「フロン類破壊業」とは、特定製品に冷媒として充填されているフロン類の破壊を

業として行うことをいい、「フロン類破壊業者」とは、フロン類破壊業を行うことについて第六十三条第一項の許可を受けた者をいうものとする事。

(第二条関係)

第四 指針の変更等

一 主務大臣は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項について、指針を定めるものとする事。

(第三条関係)

二 フロン類の製造業者等は、フロン類代替物質の開発等に努め、指定製品の製造業者等は、フロン類代替物質を使用した製品の開発、指定製品の使用等に際して排出されるフロン類によりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の程度(以下「使用フロン類の環境影響度」という。)の低減等に努め、特定製品の製造業者等は、フロン類代替物質を使用した製品の開発を行うように努めるものとする事。

(第四条関係)

三 指定製品の管理者は、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努め、特定製品の管理者は、特定製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に努めるものとする事。

(第五条関係)

四 第一種フロン類充填回収業者、第二種フロン類回収業者（使用済自動車再資源化法第二条第十二項に規定するフロン類回収業者をいう。）、第一種特定製品の整備を行う者（以下「第一種特定製品整備者」という。）、第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者その他特定製品又は特定製品に使用されるフロン類を取り扱う事業者は、その事業を行う場合において当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために必要な措置を講じなければならないものとする。こと。（第六条関係）

五 国は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化が推進されるよう、指定製品及び特定製品の管理者の理解と協力を得るための措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。こと。（第七条関係）

六 地方公共団体は、国の施策に準じて、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。こと。（第八条関係）

第五 フロン類の使用の合理化に係る措置

一 フロン類の製造業者等が構すべき措置

1 主務大臣は、フロン類の製造業者等がフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化

のために取り組むべき措置に関してフロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとし、当該事項については、第三条第一項の指針に即し、かつ、フロン類代替物質の開発の状況その他の事情を勘案して定めるものとする事。 (第九条関係)

2 主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため必要があるときは、フロン類の製造業者等に対し、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置に関して必要な指導及び助言をすることができるものとともに、フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項に照らしてフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置の状況が著しく不十分であると認めるときは、当該フロン類の製造業者等に対し勧告をすることができるものとし、当該者が勧告に係る措置をとらない場合は勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする事。 (第十条及び第十一条関係)

二 指定製品の製造業者等が構すべき措置

1 主務大臣は、指定製品について、使用フロン類の環境影響度の低減に関し指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとし、当該事項については、第三条第一項の

指針に即し、かつ、当該指定製品のうち使用フロン類の環境影響度が最も小さいものの当該使用フロン類の環境影響度、当該指定製品の使用フロン類の環境影響度の低減に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めるものとする事。

(第十二条関係)

2 主務大臣は、指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項に照らして指定製品について使用フロン類の環境影響度の低減を相当程度行う必要があると認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対し勧告をすることが出来るものとし、当該者が勧告に係る措置をとらない場合は勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが出来るものとする事。

(第十三条関係)

3 主務大臣は、指定製品について、使用フロン類の環境影響度に関し、指定製品の製造業者等が表示すべき事項及び表示に際して遵守すべき事項を定め、当該者がこれらに従って表示をしていないと認めるときは勧告をすることが出来るものとし、勧告に係る措置をとらない場合は勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが出来るものとする事。

(第十四条及び第十五条関係)

第六 特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に係る措置

一 第一種特定製品の管理者が講ずべき措置

1 主務大臣は、第一種特定製品の管理者が管理第一種特定製品（第一種特定製品の管理者がその使用等を管理する責任を有する第一種特定製品をいう。以下同じ。）の使用等に際して取り組むべき措置に関して第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとし、当該事項については、第三条第一項の指針に即し、かつ、第一種特定製品の使用等の状況、第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類によりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響、フロン類代替物質を使用した製品の開発の状況その他の事情を勘案して定めるものとする。

（第十六条関係）

2 都道府県知事は、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため必要があると認めるときは、第一種特定製品の管理者に対し、第一種特定製品の使用等について必要な指導及び助言をすることができるとともに、第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項に照らして第一種特定製品の使用等の状況が著しく不十分であると認めるときは、当該第一種特定製品の管理者に対し勧告をすることができるとし、当該者が勧告に係る措置をとらない場合は勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとすること。

（第十七条及び第十八関係）

3 第一種特定製品の管理者（フロン類算定漏えい量（第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類の量として主務省令で定める方法により算定した量をいう。以下同じ。）が相当程度多い事業者として主務省令で定めるものに限る。）は、毎年度、フロン類算定漏えい量その他の事項（以下「報告事項」という。）を当該第一種特定製品の管理者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならないものとする。 （第十九条第一項及び第二項関係）

4 事業所管大臣は、報告事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

（第十九条第三項関係）

5 環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣から通知された報告事項を電子計算機に備えられたファイルに記録し、ファイルに記録された事項（以下「ファイル記録事項」という。）のうち、事業所管大臣が所管する事業に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に通知するものとともに、ファイル記録事項を集計し、集計した結果を事業所管大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表するものとする。

（第二十条関係）

6 何人も、5による公表があつたときには、当該公表があつた日以後、主務大臣に対し、当該公表に係るファイル記録事項であつて当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができるものとし、当該主務大臣は、開示請求があつたときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならないものとする。

(第二十一条及び第二十二条関係)

7 第一種特定製品の管理者は、3による報告に添えて、5により公表され、又は6により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係るフロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができるものとし、事業所管大臣から通知された当該情報について、環境大臣及び経済産業大臣は電子計算機に備えられたファイルに記録し、公表するものとする。

(第二十三条関係)

8 主務大臣は、フロン類算定漏えい量の算定の適正な実施の確保又は自主的なフロン類の排出の抑制等に資するため、第一種特定製品の管理者に対し必要な技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

(第二十四条関係)

9 その他の開示にかかる手数料、磁気ディスクによる報告に関する規定を設けること。

(第二十五条及び第二十六条関係)

第七 フロン類の充填を業として行う者の登録制度の導入等

一 第一種フロン類充填回収業を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならないものとする事。

(第二十七条関係)

二 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填する必要があるときは、フロン類の充填を第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならないものとする事ととも、一の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるフロン類の充填に関する基準に従い第一種特定製品へのフロン類の充填を行わなければならないものとする事。

(第三十七条関係)

三 第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の充填又は回収を行ったときは、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者にフロン類の充填を証する書面又はフロン類の回収を証する書面を交付しなければならないものとする事ととも、当該書面の交付に代えて情報処理センターへの登録を可能とする措置その他フロン類の充填を証する書面又はフロン類の回収を証する書面に

係る所要の規定を整備すること。

(第三十七条から第四十条まで関係)

四 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品に係るフロン類を回収した場合において当該フロン類のうちに再び当該第一種特定製品に冷媒として充填したものの以外のあるとき、又は第一種特定製品に係るフロン類を引き取ったときは、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならないものとする事。 (第四十六条関係)

五 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品に冷媒として充填したフロン類の量等に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならないものとする事。 (第四十七条関係)

六 都道府県知事による第一種フロン類充填回収業者等に対する指導及び助言並びに勧告及び命令に関する所要の規定を整備すること。 (第四十八条及び第四十九条関係)

第八 フロン類の再生を業として行う者の許可制度の導入等

一 第一種フロン類再生業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならないものとする事。 (第五十条関係)

二 第一種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行うときは、主務省令で定める基準に従って、フロン

類の再生を行わなければならないものとする。

(第五十八条関係)

三 第一種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行ったときは、第一種フロン類充填回収業者にフロン類の再生を行ったことを証する書面を交付しなければならないものとする。同時に、当該書面に関する所要の規定を整備すること。

(第五十九条関係)

四 第一種フロン類再生業者は、再生をしたフロン類の量等に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならないものとする。

(第六十条関係)

五 主務大臣による第一種フロン類再生業者等に対する指導及び助言並びに勧告及び命令に関する所要の規定を整備すること。

(第六十一条及び第六十二条関係)

第九 フロン類破壊業者に係る措置

一 フロン類破壊業者に係る第一種フロン類再生業者からのフロン類の引取義務等に関する所要の規定を整備すること。

(第六十九条関係)

二 フロン類破壊業者は、第一種特定製品に係るフロン類を破壊したときは、第一種フロン類充填回収業者にフロン類を破壊したことを証する書面を交付しなければならないものとする。同時に、当該書面に

関する所要の規定を整備すること。

(第七十条関係)

第十 費用負担

一 第一種フロン類充填回収業者に対するフロン類の回収等の費用に関する料金等についての第一種特定製品整備者等への説明の義務付け等に関する所要の規定を整備すること。
(第七十四条関係)

二 第一種フロン類再生業者によるフロン類の再生に要する費用の請求等に関する所要の規定を整備すること。
(第七十五条関係)

第十一 情報処理センター

主務大臣は、要件を備える者を情報処理業務を行う者として指定することができることとし、その監督等に関する所要の規定を整備すること。
(第七十六条から第八十五条まで関係)

第十二 雑則

フロン類若しくは指定製品の製造業者等又は第一種特定製品の管理者等について、主務大臣又は都道府県知事による報告徴収及び立入検査の対象とするものとする。 (第九十一条及び第九十二条関係)

第十三 罰則

罰則について所要の規定を設けること。

(第百三条から第百九条まで関係)

第十四 その他

一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 第一種フロン類再生業者の許可の申請は、この法律の施行前においても行うことができるものとする

(附則第二条及び附則第三条関係)

三 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めること。

(附則第四条から附則第十条まで関係)

四 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第十一条関係)

五 その他所要の規定を整備するものとする。

(附則第十二条から附則第十五条まで関係)